

外国為替令及び輸出貿易管理令の一部を改正する政令案要綱

第一 外国為替令の一部改正

芳香族ポリアミド繊維の製造に係る技術の提供について経済産業大臣の許可を要しないものとするこ
と等所要の規定の整備を行うこと。
(別表関係)

第二 輸出貿易管理令の一部改正

一 経済産業大臣の輸出の許可を要する貨物として、推進薬の制御装置に用いられるガスタービン等を追
加する等所要の規定の整備を行うこと。
(別表第一関係)

二 経済産業大臣の輸出の承認を要する貨物として、水銀等を追加する等所要の規定の整備を行うこと。

(別表第二関係)

第三 附則

一 この政令は、平成二十七年十月一日から施行するものとする。ただし、第二の二の水銀等の追加
関係の規定は、水銀に関する水俣条約が日本国について効力を生ずる日から施行するものとする。

(附則第一項関係)

二 この政令の施行に伴う所要の経過措置について規定すること。

(附則第二項関係)